

議案第43号

杉並区立重症心身障害児通所施設条例

上記の議案を提出する。

平成27年5月28日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立重症心身障害児通所施設条例

(設置)

第1条 重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する重症心身障害児（これに準ずる者で、区長が認めるものを含む。）をいう。以下同じ。）に身近な地域で必要な療育及び支援を行うことにより、重症心身障害児の福祉の向上を図るため、重症心身障害児通所施設（以下「通所施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
杉並区立重症心身障害児通所施設わかば	杉並区天沼三丁目15番20号

(事業)

第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(利用することができる者)

第3条 通所施設を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者、その保護者その他区長が必要と認める者とする。

(1) 杉並区内に住所を有する重症心身障害児

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に就学していない者

(3) その保護者が法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証（児童発達支援に係るものに限る。）を交付されている者

(利用の手続等)

第4条 通所施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾（以下「利用の承諾」という。）を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を与えないことができる。

(1) 定員に達しているとき。

(2) 通所施設を利用しようとする重症心身障害児が入院治療を必要とするとき。

(3) 通所施設を利用しようとする重症心身障害児につき、適切な児童発達支援を提供することが困難であるとき。

(4) 第1条の目的を達成するについて、不相当と認めたとき。

(5) 通所施設の管理上支障があるとき。

(使用料等)

第5条 通所施設の使用料は、無料とする。ただし、児童発達支援を受ける者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を納めなければならない。

2 区長は、前項ただし書の規定によるもののほか、食材料費その他児童発達支援を受ける者に負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、徴収することができる。

(利用の承諾の取消し等)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又は通所施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 通所施設を利用する重症心身障害児が入院治療を必要とすることとなったとき。

(2) 通所施設を利用する重症心身障害児につき、適切な児童発達支援を提供することが困難となったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (4) 利用の目的又は区長の指示に違反したとき。
- (5) 災害その他の事故により通所施設の利用ができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

(損害賠償の義務)

第7条 通所施設を利用する者が施設及び設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

重症心身障害児通所施設わかばを設置する必要がある。